

第2次杉戸町教育大綱



令和3年3月
杉戸町

1. はじめに



杉戸町では、平成27年4月に改正・施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「杉戸町教育大綱」を平成28年3月に策定し、大綱の基本目標と基本方針に基づく取組を進めてきました。

このたび、前大綱の計画期間である5年が経過することから、社会情勢等の変化や新たな教育課題等に対応していくため、教育委員会と協議、調整を行い、「第2次教育大綱」を策定いたしました。

この大綱が、本町の教育に関する基本的な計画として尊重されることを期待するとともに、町民の皆さまのご協力、ご支援をいただきますようお願い申し上げます。

令和 3年 3月
杉戸町長 古谷松雄

目 次

1. はじめに	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 教育大綱の背景と趣旨	2
4. 教育大綱の計画期間	3
5. 施策の体系	4
未来像1. 子どもたちに未来を拓く力を育むまち	
施策1. 確かな学力と自立する力の育成	5
施策2. 豊かな心と健やかな体の育成	6
施策3. 質の高い学校教育の推進と教育環境の整備・充実	7
施策4. 家庭・地域と一体となった教育の推進	7
未来像2. 生涯を通じて学び、郷土に愛着を持てるまち	
施策5. 自ら学べる環境の充実	8
施策6. まちの歴史・文化の保存と活用	8
施策7. 多様なスポーツ活動の普及促進	9
施策8. 青少年の健全育成	9

2. 計画の位置づけ

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3の規定に基づき、本町の教育に関する基本的な計画として、策定が義務付けられたものです。

また、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、教育の課題が地域によって様々であることから、地域の実情に応じて大綱を策定するものと規定されています。

この規定に基づき、杉戸町では平成28年3月に「杉戸町教育大綱」を策定いたしました。策定から5年が経過し、計画期間が満了を迎えることから、令和3（2021）年度から令和7年（2025）年度までの5年間を計画期間とする「第2次杉戸町教育大綱」を策定するものです。

※「参酌」とは、比べて参考にすることをいう。

3. 教育大綱策定の背景と趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るなど、地方教育制度の改革を行うためのものです。

「教育大綱」は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本的な方針を定めるものです。地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の基本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけすることができると考えられ、教育大綱を策定する必要はないとされていることから、杉戸町第6次総合振興計画の教育に関する部分を新たに「杉戸町教育大綱」として策定するものです。

4. 教育大綱の計画期間

この大綱の計画期間は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までの5年間とします。これは令和3（2021）年度から開始される「第6次杉戸町総合振興計画前期計画」と整合性を図るためです。

なお、必要に応じて、教育大綱の内容を見直すこととします。

【関連計画の期間一覧】

計画 \ 年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
第6次杉戸町総合振興計画			→											
基本計画(前期)			→											
杉戸町公共施設等総合管理計画	→													
杉戸町個別施設計画			→											
第2期杉戸町子ども・子育て支援事業計画		→												
第3期埼玉県教育振興基本計画	→													
第2次杉戸町教育大綱		策定	→											

5. 施策の体系

第6次杉戸町総合振興計画前期基本計画に基づき、施策の体系は以下のとおりとなります。

未来像1. 子どもたちに未来を拓く力を育むまち

これからの社会はますます複雑になり、先々を予測することは非常に難しくなっています。

未来を担う子どもたちが、自ら未来を切り拓いていくために必要な力を確実に育み、豊かな人生を歩んでいくことができるよう、これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」やその中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意識を改めて捉え直すことや、地域とともにある学校づくりが必要です。

子どもたちが、学ぶ楽しさを実感し、未来につながる資質・能力を確実に育む、社会の変化に対応した教育を実践できるまちを目指します。

施策1. 確かな学力と自立する力の育成

施策2. 豊かな心と健やかな体の育成

施策3. 質の高い学校教育の推進と教育環境の整備・充実

施策4. 家庭・地域と一体となった教育の推進

未来像2. 生涯を通じて学び、郷土に愛着を持てるまち

子どもも、大人も、お互いに教え合い、学び合うことで、好奇心を刺激し合いながら楽しい学びを続けていくことができます。

その中でまちの歴史や文化、昔ながらの遊びにも興味を持ち、学んでいくことで、郷土愛を持って町のことを考えることもできるのではないのでしょうか。

だれもが自ら学び、自らを高めるとともに、郷土に愛着や誇りを持ち、将来に引き継いでいくことができるまちを目指します。

施策5. 自ら学べる環境の充実

施策6. まちの歴史・文化の保存と活用

施策7. 多様なスポーツ活動の普及促進

施策8. 青少年の健全育成

未来像と主要施策

未来像1. 子どもたちに未来を拓く力を育むまち

現状と課題

国では今後の教育の方向性を、一人ひとりの「可能性とチャンス」を最大化することを目指して、可能性にチャレンジする力を育成するなど、新たな方向性が示されています。

そのため、本町においても子どもたちの未来を拓く力を育むため、主体的・対話的で深い学びの推進や、地域に開かれた学校づくりが必要になります。

また、今後少子化がさらに進むと予測される中で、子どもたちが安心して学べるよう、教育の質の向上と教育環境の整備・充実が求められています。

主要施策

施策1 確かな学力と自立する力の育成

- 子どもたちの知識や技能、思考力等、学びに向かう力を向上させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学力向上プロジェクトや総合学力調査に基づく取組などによる児童、生徒一人ひとりの学力向上を図ります。
- 各学校の特色を生かした誇れる学校づくりを推進します。
- 社会の変化に対応する人材を育成するため、パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用したICT教育や英語教育をはじめとしたグローバル化に対応する教育を推進します。また、感染症等により、対面授業が困難な状況にあっても、子供たちの学びを保障するために、ICTの活用を図ります。
- 新入児童を対象とした小学校見学や体験授業を通して、幼児期の教育から小学校教育へのスムーズな移行を図るとともに、学習や生活に関する共通目標の設定など、学校間が連携した小・中学校9年間の一貫した教育を推進します。
- 児童や生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を育て、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくためのキャリア教育を推進します。

- 障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援し、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育の充実を図ります。
- 幼稚園では、小学校以降の子どもの発達を見通し、様々な体験活動を通して自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力の基盤を培っていきます。

主な事業

- 杉戸町学力向上プロジェクト
- 特色ある学校づくりプロジェクト
- 英語指導助手招致事業
- 特別支援学級・通級指導教室の運営

施策2 豊かな心と健やかな体の育成

- 子どもたちが心身ともに健全で、自らの未来を自分の力で切り拓いていくことができるよう、心に響く道德教育や地域と触れ合う「すぎと・ふるさと学習」、体験学習などを通して、郷土を愛する豊かな心の育成を図ります。
- 子どもたちが運動の特性に触れ、運動の楽しさを味わうことができるよう、発達の段階に合わせて、体力向上につながる授業づくりを推進するとともに、新体力テストの結果を踏まえた効果的な体力づくりを推進し、総合的な体力の向上を図ります。
- 様々な悩みや課題を抱える子どもたちに対し、さわやか相談室や教育相談室をはじめとした多様な相談体制を整えるとともに、一人ひとりを生かす効果的な指導や解決ができる環境の充実を図ります。
- ボランティア活動などの体験活動や自主的な活動を通じて、様々なことに興味を持つとともに、課題解決能力の向上や豊かな人間性、価値観の形成を図ります。
- 食生活をはじめとした生活習慣の改善や、健康意識を育成するため、町内産農産物の活用などによる安心・安全な学校給食の提供を図ります。
- 体を動かす心地よさを感じながら、幼児の興味や関心に合わせた遊びを楽しんだり、自分なりの課題を達成したりする経験を存分に行える幼児教育環境を整えます。

主な事業

- すぎと・ふるさと学習
- 新体力テスト
- さわやか相談室
- 学校給食センターの運営

施策3 質の高い学校教育の推進と教育環境の整備・充実

- 学校教育の質を高めていくため、教職員に対する研修の充実や効果的な授業の研究、関係機関と連携した支援などによる、教職員の資質・授業力の向上を図ります。
- 教職員の長時間勤務の縮減を図り、子どもと向き合う時間を確保するなど、教育の質を向上させるため、学校における働き方改革を推進します。
- 児童、生徒が安心して学ぶことができる環境を整えるため、学校施設・設備の充実や、教養・価値観・感性等を身に付けていくための学校図書の実施など、安全で快適な教育環境の整備を推進します。

主な事業

- 教職員研修事業
- 学校施設の整備

施策4 家庭・地域と一体となった教育の推進

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入を推進し、地域住民や保護者が学校運営に参加することができる地域に開かれた学校づくりを推進します。
- 家庭での教育力向上に向けた取組の充実とともに、地域がそれを後押しすることで、家庭と地域が一体となった教育の推進を図ります。
- 地域に開かれた幼稚園を目指すため、祖父母、保育園や小中学生などの世代間交流を通して、豊かな生活体験を取り入れます。

主な事業

- 学校運営協議会の運営
- 世代間交流の実施

未来像 2. 生涯を通じて学び、郷土に愛着を持てるまち

現状と課題

高齢化の進展や平均寿命の延びなどにより、人生 100 年時代と言われる中、経済的な豊かさを楽しむのではなく、精神的なゆとりや心の豊かさをもたらす活動を楽しむことが求められるようになりました。

自分にあった学びの機会を得ることで、関心を持っている事柄を学んだり、楽しんだりしながら知識や技能を高めていくことで、一人ひとりの心に充足感や豊かさをもたらします。また、生きる喜びを与えられるよう、多様なニーズに対応した教育の機会、学びの場を提供していくことが求められています。

主要施策

施策 5 自ら学べる環境の充実

- 出前講座や放課後子供教室、町民大学や子ども大学の実施など、町民が自ら学ぶ機会の充実を図ります。
- 多様な学びのニーズに対応するため、生涯学習センターや図書館など、学びの拠点となる施設の充実と活用を図ります。
- サークル活動や地域での学習活動など、町民が持っている知識や経験を生かし、地域で学び、交流ができるよう、生涯学習団体やボランティア人材の育成・支援の充実を図ります。
- 様々な学びのきっかけとなるよう、生涯学習に関する情報の充実と発信を図ります。

主な事業

- 放課後子供教室
- まなびっチャすぎと塾
- すぎと町民大学
- 子ども大学すぎと
- 生涯学習センター・図書館の運営

施策6 まちの歴史・文化の保存と活用

- 町の歴史や文化を後世に継承していくため、町内の史跡や文化財を適正に保護・保存するとともに、無形文化財をはじめとした文化財の保存団体、後継者の確保を図ります。また、従来の保存方法だけでなく、ICT技術の活用など、多様な保存方法を検討します。
- 町の歴史や文化財を活用した講演や展示を充実させるとともに、杉戸宿をはじめ、町の歴史や文化を町の魅力発信の資源として活用を図ります。また、SNSなどを活用した積極的な情報発信を図ります。
- 町民への地域文化の理解を深め、郷土への愛着を醸成していくため、町の歴史や文化の普及啓発を図るとともに、小中学校や高校の学習に活用するなど、多くの世代に歴史や文化を伝えていく機会の充実を図ります。

主な事業

- 町指定文化財の保存
- 埋蔵文化財の調査・記録
- 町の歴史・文化財の活用

施策7 多様なスポーツ活動の普及促進

- 誰もが身近にスポーツを楽しめる環境を整えるため、スポーツイベントの開催や総合型地域スポーツクラブ活動への支援など、誰もが参加しやすいスポーツ活動の普及促進を図ります。
- 多様なスポーツ活動を支援し、スポーツを通じた心身の健全育成や地域コミュニティの醸成を図ります。また、様々なスポーツに関する情報提供を図ります。
- 地域と一体となったスポーツ活動を推進していくため、各種スポーツ団体の育成や支援を行うとともに、活動を支える指導者やボランティアの育成、支援の充実を図ります。
- 既存の社会体育施設の適切な維持を行うとともに、町民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として活用を図ります。

主な事業

- スポーツイベント（新春マラソン大会など）の開催
- 総合型地域スポーツクラブ事業の実施
- 社会体育施設の維持

施策8 青少年の健全育成

- 青少年の健全育成に関する啓発活動や地域での体験活動などにより、社会の一員であることを自覚し、自ら進んで社会参加できる青少年の育成を図ります。

- インターネットやSNS等を利用した犯罪に巻き込まれないよう、また、他人への攻撃などをしないよう、安心してインターネット等を利用できる環境づくりや啓発を推進します。

主な事業

- 青少年育成団体への支援
- インターネットの危険性や適切な利用などの啓発事業等の実施
- 非行防止パトロールの実施



杉戸町

〒 345-8502 埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号

TEL 0480-33-1111 (代表) fax 0480-33-1118

<http://www.town.sugito.lg.jp/>

